

安全情報の提供について

海上運送法施行規則の改正に伴い「船舶の安全情報」について以下のとおりご案内いたします。

【事業者情報】

- (1) 事業者名：東京都観光汽船株式会社
- (2) HP：<https://www.suijobus.co.jp/>
- (3) 営業所の都道府縣市町村名：浅草営業所/東京都台東区 日の出営業所/東京都港区
- (4) 許可事業：一般旅客定期航路事業（旅客不定期航路事業について、乗合旅客の運送を原則禁止した法改正に伴い 2001 年に航路許可を取得しなおしたもの）
旅客不定期航路事業（1971 年）
- (5) 地域旅客船安全協議会への加入状況：日本旅客船協会、関東旅客船協会
- (6) 任意の安全に対する取組（安全重点施策）

経営のトッププライオリティである「輸送の安全の確保」を事業運営の根幹に位置付けて行動します。

具体的な安全重点施策として主に

- ① 安全管理規程の遵守及び実行、並びに海上運送法及び関係法令の理解
- ② 運航基準・作業基準の継続的な改善と事故の予防に最善を尽くす
- ③ 安全確認と安全意識の高揚

上記項目を定め、これらを達成するため以下 5 点を重点的に取り組みます。

- i 訪船点検の実施 正しい指差呼称を含めた基本動作及び自主訓練の確認
- ii ヒヤリハット情報の可視化による、事故の未然防止策の積み重ね
- iii 安全作業習慣の積み重ね（BBS の具現化）
- iv 事故処理基準に基づく計画的な教育と有効性の評価
- v 輸送の安全を確保するため、運航中の「必要な」コミュニケーションの実施

【安全統括管理者および運航管理者に係る情報】

安全統括管理者：取締役 2006 年 11 月 1 日

運 航 管 理 者：海務課長 2021 年 4 月 1 日

【船舶情報】

		エメラルダス	ホタルナ	ヒミコ	道灌	竜馬	ジュビリー
トン数		132 トン	167 トン	114 トン	148 トン	143 トン	146 トン
最大搭載人員（旅客）		100 名	261 名	104 名	300 名	340 名	260 名
救命胴衣	大人用	174 着	27 着	11 着	31 着	209 着	27 着
	小人用	17 着	-	17 着	30 着	35 着	26 着
	幼児用	5 着	-	4 着	8 着	4 着	7 着
	巨軀用	-	-	1 着	1 着	2 着	1 着
救命浮器（膨張式）	55 名用	1 基	5 基	2 基	-	-	-
救命浮器（固形式）	22 名用	-	-	-	12 基	12 基	12 基
	12 名用	-	-	-	2 基	5 基	-
	8 名用	-	-	-	2 基	2 基	-
救命浮環		4 個	4 個	4 個	5 個	9 個	6 個
自己点火灯		2 個	2 個	2 個	2 個	2 個	2 個
自己発煙信号		1 個	1 個	1 個	1 個	1 個	1 個
落下傘付信号		2 個	2 個	2 個	2 個	2 個	2 個
IP 無線機（緊急時連絡体制）		有	有	有	有	有	有
船舶検査証書交付年月日		2024/6/18	2025/5/28	2025/2/18	2024/11/19	2025/4/22	2024/10/3
船客傷害賠償責任保険	金額	1 億円/1 人					
	契約期間	2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日					

【運航の可否判断】

船長は、発航前に運航の可否判断を行い、発航地港内の気象・海象が次に掲げる条件に達していると認めるときは、発航を中止します。

風速	波高	視程
15m/ s 以上（豊洲は 10m/ s ）	1.0m 以上	300m 以下

前項に掲げる気象・海象の条件に達しないときでも、潮位表及び潮位標識を調べ航路筋の潮位が以下の限界値に達していると認められるときは、発航を中止します。

永代橋（浅草～日の出航路の航路筋で最も低い橋）
200 c m

* 使用船舶により限界値に違いが生じます

【事故情報】

2024 年 3 月 17 日 輸送の安全の確保に関する命令 （ニュース欄一覧を参照ください）

2025 年 7 月 1 日
東京都観光汽船株式会社